

百石町人事行政等の公表

平成16年の地方公務員法の改正により、各地方公共団体は今まで公表してきた職員数や給与の状況に加えて、勤務条件などの人事行政の運営状況全般について公表することが義務付けられました。百石町でも平成17年3月に「百石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、平成17年4月に施行しました。

これらの公表は、町民の皆様に公表することを通じて、人事行政の公平性と透明性を高めることを目的としており、今年度から毎年広報紙や町のホームページ上で公表していきます。

1 職員の任免及び職員数

(1) 職員の採用・退職の状況(平成16年4月2日～平成17年4月1日)(単位:人)

職 種	H16.4.1 現在	退職者数	採用者数	H17.4.1 現在
行政職(事務職)等	75	2	3	76
医 師	4	1	2	5
看 護 師	23	3		20
保 健 師	4			4
医 療 技 術 者	9			9
栄 養 士	2			2
運 転 手	1			1
合 計	118	6	5	117

(2) 事由別退職者数(平成16年度)(単位:人)

定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失 職	死亡退職	出向等	計
	4	1					1	6

(3) 採用試験の実施状況(平成17年4月1日採用分)(単位:人)

職 種	受 験 者 数			合 格 者 数		
	大学卒	短大卒	高校卒	大学卒	短大卒	高校卒
行政職(事務職)	44	24	12	8	3	3

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)(単位:人)

部 門	区 分	職 員 数					16-17年 増減数	主 な 増 減 理 由 (16-17年)
		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年		
一般行政部門	議 会	2	2	2	2	2	1	人事系の減員
	総務企画	23	24	23	22	21		
	税 務	7	7	7	7	7		
	民 生	9	8	8	8	8	1	環境衛生系の補充
	衛 生	7	7	7	5	6		
	労 働	1	1	1	0	0		
	農林水産	8	8	8	8	8		
	商 工	2	2	2	2	2	1	庶務系の補充
土 木	5	4	4	3	4			
小 計	64	63	62	57	58	1	【参考:類似団体の職員数87.24】	
特別行政部門	教 育	11	11	11	10	10		【参考:類似団体の職員数21.47】
公営企業等 会計部門	病 院	44	46	42	39	37	2	看護師等の退職者不補充
	下 水 道	4	4	4	4	4		
	国民健康保険	5	5	4	5	5		
	介護保険	4	4	4	4	4		
	小 計	57	59	54	52	50	2	
合 計		132	133	127	119	118	1	
【条例定数の合計】		【156】						

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、教育長を含み、臨時・非常勤職員を除いています。

(5) 年齢別職員構成の状況(平成17年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	1	5	10	15	18	8	10	11	11	16	11	2	118
構成比(%)	0.8	4.2	8.5	12.7	15.3	6.8	8.5	9.3	9.3	13.6	9.3	1.7	100

2 職員の給与の状況

(1) 給与の定め方

職員の給与は、国や他の地方公共団体との均衡に配慮して、かつ民間の給与や生計費等の調査に基づく人事院勧告等の内容を踏まえながら町議会の審議を経て条例で定められています。

(2) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 15年度の人件費率
16年度	人 10,478	千円 4,183,946	千円 81,185	千円 670,655	% 16.0	% 16.7

(注) 人件費には、職員の給与費のほか、共済費や特別職に対する報酬なども含まれます。

(3) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
16年度	人 67	千円 264,722	千円 30,980	千円 109,844	千円 405,546	千円 6,053

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 給与費は当初予算に計上された額であり、一般職の職員のうち教育長分を除いた額です。

(4) 特記事項(職員の給与抑制措置)

町の財政難により、管理職員に支給する管理職手当(給料月額6%～20%)の支給率を、平成15年度からそれぞれ2%引下げ、給料月額の4%～18%としています。

(5) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

区分	ラスパイレス指数
平成11年	97.2
平成16年	94.9

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を指す指数です。

(6) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成17年4月1日現在)

職種	対象人数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行政職	66	40.9歳	322,500円	348,045円
				344,296円
(参考)	国	40.3歳	329,728円	382,092円
	青森県	43.2歳	353,100円	425,946円
税務職	9	37.4歳	299,600円	357,964円
医師職	5	47.4歳	545,800円	1,410,400円
医療技術職	11	39.2歳	289,200円	323,234円
看護・保健職	24	42.3歳	336,700円	383,622円
教育職	1	31.3歳	236,400円	280,400円
技能職(運転手)	1	59.9歳	403,600円	406,600円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。このうち、行政職の下段は公表されている国家公務員の平均給与月額

には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(7) 職員の初任給の状況 (平成17年4月1日現在)

区 分	百 石 町		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
行政職等	大学卒	170,700 円	184,400 円	170,700 円	184,400 円
	高校卒	138,800 円	148,500 円	138,800 円	148,500 円
医師職	大学卒	276,900 円	307,600 円		
医療技術職	大学卒	176,600 円	189,400 円		
	短大3年卒	165,500 円	179,300 円		
保健師・看護師	大学卒	196,600 円	208,200 円		
	短大3年卒	187,300 円	202,300 円		
技能職(運転手)	高校卒	131,900 円	140,700 円		

(8) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成17年4月1日現在)

区 分	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年	
行政職等	大学卒	269,300 円	321,100 円	382,300 円
	高校卒	213,300 円	269,300 円	328,500 円
医師職	大学卒	447,200 円	517,800 円	557,000 円
医療技術職	大学卒	268,700 円	308,800 円	360,000 円
	短大3年卒	260,400 円	301,100 円	355,400 円
保健師	大学卒	279,200 円	316,200 円	366,900 円
看護師	短大3年卒	271,900 円	309,200 円	347,600 円
技能職(運転手)	高校卒	195,400 円	226,300 円	267,300 円

(9) 級別職員数の状況 (平成17年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前の構成比	5年前の構成比	
行政職	8 級 参事	11 人	16.7 %	16.9 %	16.5 %	
	7 級 課長、室長、副参事	6 人	9.1 %	9.2 %	6.9 %	
	6 級 課長補佐、総括主幹、主幹、技監	14 人	21.2 %	23.1 %	34.2 %	
	5 級 課長補佐、主任主査、主任技査	3 人	4.5 %	6.2 %	9.6 %	
	4 級 主査、技査		11 人	16.7 %	15.4 %	2.7 %
			11 人	16.7 %	15.4 %	15.1 %
	2 級 主事、技師	6 人	9.1 %	6.2 %	12.3 %	
1 級 主事補、技師補	4 人	6.1 %	7.7 %	2.7 %		

- (注) 1 百石町一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 代表的な職種として人数の多い行政職について記載しています。

(10) 昇給期間短縮の状況

昇給期間の短縮とは、普通昇給期間(6月~12月)の経過前に昇給させるもので、勤務成績が特に優秀な職員等に対する特別昇給の措置です。

区 分	全 職 種	
平成16年度	職員数 A	118 人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	7 人
	比率 B/A	5.9 %

- (注) 特別昇給職員の比率は、規則により条例定数(合計156人)の15%までと上限が定められています。

(11) 期末手当・勤勉手当

期末手当と勤勉手当は、民間企業のボーナスに当たる手当です。

百石町		国	
1人当たり平均支給年額（平成16年度） 1,578 千円		-	
（平成16年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分		（平成16年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分	
（加算措置の状況） 職制上の加算、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 なし		（加算措置の状況） 職制上の加算、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

(12) 退職手当（平成17年4月1日現在）

百石町		国	
（支給率） 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 21.0 月分 27.3 月分 勤続25年 33.75 月分 42.12 月分 勤続30年 47.5 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		（支給率） 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 21.0 月分 27.3 月分 勤続25年 33.75 月分 42.12 月分 勤続30年 47.5 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額 2,057 千円 26,470 千円			

（注）1 退職手当の支給率は、青森県市町村職員退職手当組合の退職手当条例の規定によるものです。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(13) 特殊勤務手当（平成17年4月1日現在）

特殊勤務手当は、危険又は困難な勤務等、特殊な業務に従事する職員にその特殊性に応じて支給される手当です。

区 分		全 職 種	
支給実績（平成16年度普通会計）		252 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成16年度普通会計）		36,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成16年度）		24.6 %	
手当の種類（手当数）		9 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課職員	税の賦課、徴収	月額 3,000 円
感染症防疫作業手当	全職種	感染症の病原体の付着した物件の処理等	従事1日当たり 200 円
用地交渉手当	行政職	用地の取得交渉等	従事1日当たり 360 円
診療手当	医師	病院における診療	院長 月額 1,000,000 円 副院長 月額 700,000 円 医長 月額 500,000 円 医員 月額 350,000 円
夜間看護手当	看護師、准看護師	病院における深夜の看護	4時間以上 1回 3,200 円 2時間以上4時間未満 1回 2,800 円 2時間未満 1回 2,000 円
地域手当	医師	百石病院に勤務	月額 20,000 円
死体処理手当	看護師、准看護師	死体の処理	1体当たり 300 円
待機手当	診療放射線技師、臨床検査技師	診療時間外の医療確保のための自宅待機	月額 3,000 円
手術手当	医師	診療点数1,000点以上の手術	診療点数の5%

(14) 時間外勤務手当 (普通会計)

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務を命じられた場合支給されます。

平成 16 年度	支 給 実 績	4,879 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	74 千円
平成 15 年度	支 給 実 績	6,571 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	98 千円

(15) その他の手当 (平成 17 年 4 月 1 日現在)

職員個々の状況に応じて、次の手当が支給されます。

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	普通会計支給実績 (平成 16 年度)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 16 年度)
管理職手当	管理又は監督の地位にある者に支給 給料の 6 ~ 20%	同じ	-	5,385 千円	316,765 円
扶養手当	配偶者や子等、扶養親族が有る場合に支給 扶養親族 1 人につき 月額 5,000 ~ 13,500 円	同じ	-	8,289 千円	212,538 円
住居手当	住宅を所有し、又は借り受けて居住している場合に支給 月額 3,000 円 ~ 27,000 円	異なる	(持家の場合) 国 : 2,500 円 (新築後 5 年まで) 町 : 3,000 円	3,017 千円	91,424 円
宿日直手当	宿直又は日直をした場合に支給 1 回 4,200 ~ 20,000 円	同じ	-	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位に有る者が、休日等に勤務した場合に支給 1 回 4,000 ~ 12,000 円	同じ	-	0 千円	0 円
休日勤務手当	祝日又は年末年始の休日に勤務した場合に支給 勤務 1 時間につき 給料の 125 ~ 150%	同じ	-	0 千円	0 円
夜勤手当	深夜を通常の勤務時間として割り振られた場合支給 勤務 1 時間につき 給料の 25%	同じ	-	0 千円	0 円
寒冷地手当	勤務先が寒冷地である場合支給 月額 7,360 ~ 17,800 円 (11 月から翌年 3 月まで)	同じ	-	5,707 千円	90,300 円
通勤手当	片道 2 km 以上を自動車等により勤務する場合支給 月額 2,000 ~ 35,000 円	異なる	(自家用車) 国 : 限度額 24,500 円	1,732 千円	49,486 円
単身赴任手当	やむを得ない事情により配偶者と遠方に別居する場合支給 月額 23,000 ~ 68,000 円	同じ	-	0 千円	0 円
災害派遣手当	災害応急等のため派遣された場合支給 派遣 1 日につき 3,970 ~ 6,620 円			0 千円	0 円

(16) 特別職、教育長の報酬等の状況（平成 17 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料 月 額 等					
給 料	町長 助役 収入役 教育長	(参考) 県内町村の状況 (7月1日現在)					
		最 高	最 低	平 均			
報 酬	町長				714,840 円	798,000 円	375,000 円
	助役	570,580 円	641,000 円	358,000 円	550,000 円		
	収入役	539,520 円	612,000 円	339,000 円	522,000 円		
	教育長	524,160 円	595,000 円	315,000 円	505,000 円		
報 酬	議長	287,000 円	298,000 円	215,000 円	267,000 円		
	副議長	233,000 円	266,000 円	179,000 円	228,000 円		
	議長議員	225,000 円	255,000 円	171,000 円	217,000 円		
期末手当	町長 助役 収入役 教育長	(平成 16 年度支給割合) (給料月額 + 給料月額の 20%) の 3 . 3 月分					
	議長 副議長 議長議員	(平成 16 年度支給割合) (報酬月額 + 報酬月額の 20%) の 3 . 3 月分					
退職手当	町長 助役 収入役 教育長	算定方式			支給時期		
		777,000 円 (減額前給料) × 勤続年数 × 5.5 607,000 円 (減額前給料) × 勤続年数 × 3.2 562,000 円 (減額前給料) × 勤続年数 × 2.9 546,000 円 (減額前給料) × 勤続年数 × 2.7			任期 (最大 4 年) 毎に支給		

- (注) 1 財政難のため、町長、助役、収入役、教育長の給料月額は平成 15 年度から 4~8% 減額しています (表中の給料額は減額後の金額)。そのため、給料月額のほか期末手当も減額されています。
 2 収入役は、平成 16 年 4 月 1 日以降欠員しています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間 (平成 17 年 4 月 1 日現在)

開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間	勤務時間
8:15	17:00	12:15 ~ 13:00	12:00 ~ 12:15 16:45 ~ 17:00	8 時間

- (注) 勤務の性質上、特別の勤務時間の割振りをしている場合等は、この限りではありません。

(2) 休暇の取得状況

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇があります。それらの取得状況は次のとおりです。

ア 年次有給休暇の取得状況 (h16.1.1~h16.12.31)

総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B / C	消化率 B / A
4,277 日	1036.5 日	110 人	9.4 日	24.2 %

(注) 1 対象職員には、期間中の中途で採用された職員、退職した職員又は育児休業をした職員は含みません。

2 半日については0.5日とし、時間数については8時間を1日に換算して計上しています。

イ 病気休暇の取得状況 (h16.1.1~h16.12.31)

取得者実人数	取得実績 (延べ)	
	日数	時間数
8 人	198 日	0 時間

(注) 取得実績については、1日単位で取得したものは「日数」に、1時間単位で取得したものは「時間数」にそれぞれ計上しています。

ウ 特別休暇の取得状況

種 類 (h17.4.1 現在)	付与日数(概要)	取得者 実人数 (人)	取得実績(延べ)	
			日 数 (日)	時間数 (時間)
選挙等休暇	必要と認められる期間	0	0	0
証人等休暇	必要と認められる期間	0	0	0
骨髄移植休暇	必要と認められる期間	0	0	0
ボランティア休暇	5日	0	0	0
結婚休暇	連続7日	0	0	0
妊婦の業務軽減等休暇	必要と認められる期間(適宜の休息又は補食)	0	0	0
妊婦の通勤緩和休暇	必要と認められる期間	0	0	0
妊産婦通院休暇	必要と認められる期間	2	6	0
産前休暇	8週間(多胎妊娠は14週間)	3	95	0
産後休暇	8週間	1	56	0
育児休暇	1日2回、各30分以内	0	0	0
配偶者出産休暇	3日	0	0	0
子の看護休暇	5日	0	0	0
服忌休暇	1日~連続10日	12	33	0
祭日休暇	1日	0	0	0
夏季休暇	3日	114	342	0
現住居の滅失等休暇	必要と認められる期間	0	0	0
出勤困難休暇	必要と認められる期間	0	0	0
退勤途上の危険回避休暇	必要と認められる期間	0	0	0

(注) 1 付与日数については、概要を記載したものであり、これ以外の条件が付されている場合もあります。

2 取得実績については、1日単位で取得したものは「日数」に、1時間単位で取得したものは「時間数」にそれぞれ計上しています。

エ 介護休暇の取得状況

介護休暇については、平成16年中の取得者がありませんでした。

(3) 育児休業等の取得状況

育児休業の平成16年度中の取得状況は、次のとおりです。

なお、部分休業については取得者がありませんでした。

	育児休業取得者数(人)	
	平成16年度新規取得者	前年度から取得中の者
男性職員	0	0
女性職員	1	0
計	1	0

【承認期間別】

	育児休業承認期間別(平成16年度新規取得者) (人)						
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え 1年以下	1年超え 1年3月以下	1年3月超え 1年6月以下	1年6月超え 1年9月以下
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	1	0	0	0	0	0
計	0	1	0	0	0	0	0
		1年9月超え 2年以下	2年超え 2年3月以下	2年3月超え 2年6月以下	2年6月超え 2年9月以下	2年9月超え	計
		0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	1
		0	0	0	0	0	1

また、平成 16 年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数（前年度に取得可能となった職員を除く。）と、そのうち実際に取得した職員数との対比は次のとおりです。

	平成 16 年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員（人）	
	（育児休業対象者数）	うち育児休業取得者数
男性職員	5	0（0.0%）
女性職員	1	1（100.0%）
計	6	1（16.7%）

（男性職員）当該年度中に子が生まれた者

（女性職員）当該年度中に育児休業を取得できる状態となった者（産後休暇中の者を除く。）

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

（1）分限処分の状況

分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合に、地方公務員法第 28 条の規定に基づき、公務能率維持の観点から職員の意に反して免職、休職、降任又は降給の不利益な身分上の措置を講ずることをいいます。

なお、平成 16 年度中に分限処分に付された者はありませんでした。

また、地方公務員法第 28 条第 4 項（地方公務員の欠格条項）の規定に基づき失職した者はありませんでした。

分限処分に該当する事由	
法律に定める事由で、降任又は免職に該当するもの	
	勤務実績が良くない場合
	心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合及びのほか、その職に必要な適格性を欠く場合
	職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
法律に定める事由で、休職に該当するもの	
	心身の故障のため、長期の休養を要する場合
	刑事事件に関し起訴された場合
条例に定める事由で、休職に該当するもの	
	職員の職務と関連する公共的機関等の業務に従事する場合
	水難等の災害により生死不明、所在不明となった場合
失職に該当する者	
法律の規定により、地方公務員としての資格を失う者	
	成年被後見人又は被保佐人である者
	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
	日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注） 休職とは、職員に職を保有させたまま一定期間職務に従事させない処分、給料の全部又は一部が支給されます。

（2）懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の義務違反に対する制裁として地方公務員法第 29 条の規定に基づき、公務における規律・秩序維持の観点から免職、停職、減給又は戒告の措置を講ずることをいいます。

なお、平成 16 年度中に懲戒処分に付された者はありませんでした。

懲戒処分に該当する事由	
法律に定める事由で、戒告、減給、停職又は免職に該当するもの	
	地方公務員法もしくはこれに基づく地方公共団体の条例や規則、規程等に違反した場合
	職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

（注） 1 戒告とは、規律違反の責任を確認し、将来を戒める処分です。

2 停職とは、職員を一定期間職務に従事させない処分、給与が支給されません。

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除を認めている例の概要

地方公務員法第35条の規定により、職員は勤務時間と注意力の全てを職責遂行のために用いる義務を有していますが、その義務が免除される場合(職専免)として、次の場合があります。
(h17.4.1 現在)

職専免が認められる場合	
法律に特別な定めがある場合	
	(例) 地方公務員法に規定された、職員団体の構成員として勤務条件の交渉を適法に行う場合
条例に特別な定めがある場合	
1	研修を受ける場合
2	職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合
3	1または2のほか、任命権者が定める場合(以下の～)
	特別職として職を兼ねその職に属する事務を行う場合
	職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
	町行政の運営上特に必要と認められる公共的団体の地位に属する事務等に従事する場合
	国際的機関、国又は地方公共団体の主催する文化的諸行事又は各種競技会等に参加する場合
	学校教育法に基づく大学又は高等学校の通信教育を受けている者であって、面接授業に参加する場合
	その他特に必要と認められた場合

(2) 営利企業等の従事制限の許可基準及び基準状況

職員が営利企業等に従事する場合には、地方公務員法の規定に基づき任命権者の許可を得る必要がありますが、その場合の許可基準は、規則で次のとおり定められています。

職務の遂行に支障がないこと

その職員と職との間に特別な利害関係又は発生のおそれがないこと

国又は他の普通公共団体の職員に併せつく場合にあつては勤務時間及び給与を受ける時間が重複をしないこと。

なお、平成16年度中に許可を申請した者はありませんでした。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のために行う研修として、平成16年度に実施した研修(職場研修、専門的職種を対象としたものを除く)は次のとおりです。

実施機関	研修の種類	対象者	修了者数
青森県自治研修所	新採用者前期研修	新たに採用された職員	6
	新採用者後期研修	新採用者前期研修採用者	6
	主事・技師級研修	採用後一定期間が経過した者	3
	主査研修	行政職4級以上に昇格した職員	3
	課長補佐研修	新たに課長補佐又はこれに相当する職に就いた者	2
	課長級研修	新たに課長又はこれに相当する職に就いた者	1
市町村職員中央研修所	住民行政事務	住民行政の担当職員	1
A S O おいらせ塾	自己啓発研修	町長の指名を受けた職員	14

(2) 勤務成績の評定の実施状況

町においては、地方公務員法の規定に基づき、新たに採用された職員を採用時から6月経過時点で正式な職員として採用しようとする場合に、その者についての勤務成績の評定を従来から行っています。

今後は、全職員を対象とした、客観的基準に基づく新たな人事評価制度の導入に向けた検討作業を行います。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断等の実施状況(対象者:全職員)

実施医療機関等	検査項目	受診者数
国民健康保険百石病院	・ 聴力検査 ・ 貧血検査 ・ 肝機能検査 ・ 血中脂質検査 ・ 血糖検査	97
青森県市町村職員共済組合	・ 身長測定、体重測定 ・ 胃部、胸部エックス線検査 ・ 血圧測定 ・ 尿検査 ・ 心電図検査	78

(2) その他健康増進等に関するもの(希望者、一部費用自己負担)

種類	実施医療機関等	受診者数
人間ドック(日帰り)	八戸市総合健診センター 八戸西健診プラザ	8
人間ドック(入院)	八戸市立市民病院 青森労災病院	2
インフルエンザ予防接種	国民健康保険百石病院	51

(3) 公務災害の状況

平成16年度発生件数:1件(捻挫)

(4) 職員福利厚生協議会の状況

地方公務員法第42条の目的(職員の保健、元気回復等)を達成するため、職員の厚生制度として百石町職員福利厚生協議会(厚生会)を設置しています。厚生会では、事業を行うことにより職員が一層職務に専念できる労働環境づくりに努めています。

- ・ 町の補助金 1,403千円(平成16年度決算)
- ・ 職員1人当たりの額
会費:500円/月 町補助金:940円/月
- ・ 主な事業
研修助成事業、各種祝金・弔慰金給付事業、スポーツ活動に関する助成事業 他

(5) 給与・勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

平成16年度においては、新たな措置要求はなく、また、係属事案もありませんでした。

(6) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成16年度においては、新たな不服申立てはなく、また、係属事案もありませんでした。

8 その他の人事行政に関すること

(1) 職員の仕事と家庭生活の両立支援について

平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律では、一定規模以上の事業所と国及びすべての地方公共団体において、そこで働く人の子育て支援計画を策定することが義務付けられています。

このことから、町も一事業主(特定事業主)として、職員の子育て支援を行うための「百石町特定事業主行動計画」を策定しました。

(2) 身体障害者の雇用について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、事業所としての地方公共団体は民間企業より高い割合で身体障害者を雇用することが義務付けられています。

町では財政難や、市町村合併が検討されてきた事情などを考慮して、新たな職員の採用を抑制してきた結果、この基準を満たすことができませんでした。

来年3月に百石町と下田町との合併により誕生する一事業所としてのおいらせ町が、この基準を達成できるよう、継続して検討することにしています。